

中京キャッシュカード認証による窓口取引規定

1.(中京キャッシュカード認証)

中京キャッシュカード認証（以下、「カード認証」といいます。）とは、当行との間の銀行取引について預金者本人であることの本人認証手段の一つとして、中京キャッシュカード規定に定める中京キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）と、カード発行口座に登録された暗証番号を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。

2.(適用範囲)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したカードを保有する個人のお客さま（ただし、代理人、任意団体および当行が別途定めた方を除きます。）は、当行本支店の窓口にて、後記4に定める取引に利用することができます。

3.(本人認証等)

(1)カード認証による取引において、本人認証のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。

- ①当行所定の機器により入力された暗証番号と、カード発行口座に登録された暗証番号との一致を確認します。当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止させていただきます。
- ②カード認証による取引にあたっては、当該取引について正当な権限を有することを確認するために、通帳、証書や本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。

(2)前項の方法により本人認証のうえ取引を行った時には、その取り扱いにより生じた損害については、後記9、10に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

4.(取引の種類)

カード認証は同一名義口座における次の取引のうち当行がカード認証によることを認めた取引に利用できません。

- ①カード発行口座からの預金の払戻し、解約
- ②カード発行口座と、同一名義口座からの預金の払戻し、解約、書替継続等、および投資信託・公共債の売却、解約等
- ③上記①②に規定する口座への預入れおよび投資信託・公共債の購入
- ④上記①②に規定する口座にかかる当行が定める各種届出およびサービスの申し込み
- ⑤その他当行が定める取引

5.(利用方法等)

次によるほか、当行が定める方法により行うものとします。

- ①カード認証の対象取引は、当行所定の機器にて暗証番号を入力して、取引の依頼を行ってください。
- ②カード認証の対象取引は、当行が前記3の方法により本人であることを確認した時点、資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点で取引が成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。

6.(取引内容の確認)

カード認証による入出金取引については、通帳への記入、「中京銀行アプリ」残高照会サービス等により定期的に確認してください。

7.(カード認証取引の停止等)

(1)カード認証取引の停止を行う場合は、当行所定の手続により届け出てください。

(2)当行において利用が不適切と認められた場合は、利用者へ通知することなくカード認証による取引を停止することがあります。

8.(障害時等の取扱い)

停電・故障等により当行所定の機器による取扱いができない場合、その他相当の事由がある場合には、カード認証の取扱いをご利用いただけません。

9.(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻し等については、本人の故意による場合または当該払戻し等について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人はカードおよび暗証の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等につい

て、当行の調査に協力するものとします。

10.(盗難カードによる払戻し等)

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③当行に対し警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前記(1)、(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以降に行われた場合には適用されないものとします。

(4)前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんの責任を負いません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11.(規定の変更等)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

12.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金等規定集、定期預金等規定集、キャッシュカード規定集、投資信託約款・規定集、保護預り規定兼振替決済口座管理規定ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）が適用されるものとします。

なお、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

以上